

承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し（資料編）

平成28年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

承認工場制度の概要

税関

- 製造後の製品の検査
- 検査及び帳簿の確認による数量管理

用途外使用等に対する罰則の適用

工場の事前の承認

承認工場

① 原料品の数量及び製品の製造予定数量の届出

② 原料品の数量等の帳簿への記載

③ 飼料への加工を行い飼料以外の用途への使用を防止

④ 製品及び副産物の数量等の帳簿への記載

⑤ 税関への製造後の届出

輸入原料品
(とうもろこし等)

※ 輸入申告は、承認を受けた製造者が行う。

配合飼料等

(注) 具体的な加工方法
○ 混合 ⇒ 動物性たん白原料を一定割合以上混合。
○ 加圧による加熟 ⇒ とうもろこし等の成分であるでん粉を糊状に変化させる。

承認工場制度に係る配合飼料の原料品の見直し

【農林水産省要望①】

配合たん白原料への植物性たん白原料の追加

【現行】

- 関税の免除を受けた原料品(免税原料品)の飼料以外への流用防止の観点から、免税原料品を使用して製造される配合飼料には、動物性たん白原料を全重量の2%以上含有することとしている。

- 植物性たん白原料(大豆油かす、やし油かす等)は、動物性たん白原料に比べて安価。配合飼料の価格低減に資するよう植物性たん白原料を追加することは、我が国の畜産業の振興を目的とする承認工場制度の趣旨に適合する。

- 配合飼料の全重量の2%以上配合することとされているたん白原料に、動物性たん白原料よりも安価な植物性たん白原料(大豆油かす等)を追加する。

【農林水産省要望②】

免税原料品等への同種の国産品等の追加

【現行】

- 免税原料品と同種の国産品等(国産品及び課税済みの輸入原料品)との混用使用について、税関長は、免税原料品の数量管理等を行う観点から、特にやむを得ない理由がある場合のほか、原則として承認しないものとしている。
- 配合飼料には、一定割合以上の免税原料品等を含むこととしているが、この免税原料品等には、同種の国産品等が含まれていない。

- 帳簿、関係書類及び在庫等の検査により、免税原料品、同種の国産品等や配合飼料の数量等を確認することは可能。当該確認の可能な範囲で混用使用の承認をしても特段の支障は生じない。
- 近年、免税原料品の輸入価格が大きく変動。配合飼料の原料費の低減に資するよう同種の国産品等の混用使用を可能とすることは、承認工場制度の趣旨に適合する。

- 混用使用の承認要件を緩和する。
- 配合飼料の配合割合における免税原料品等の含有量の算定に、混用使用する同種の国産品等の含有量も含むものとする。

飼料価格の低減